

公共工事の受注には女性の活用を

2014/5/19付

日本経済新聞 朝刊

政府は、女性の活用が進んでいる企業を公共調達で優遇する検討に入った。価格や技術を評価して選ぶ公共工事の入札などで、女性が活躍しているかも評価のポイントに加える。6月にまとめる成長戦略に盛り込み、来年度から順次導入する。対象の公共調達は数兆円規模の見通し。労働力人口が減るなか企業の女性活用は急務。政府は自らの巨額の購買力をテコに女性の活用を促す。

経済産業省、財務省、国土交通省など関係省庁が協議を始めるとともに、関連業界へのヒアリングを始めた。年内にも公共調達のやり方を定めている会計法関連の細則を改める。地方自治体にも同様の仕組みを導入するよう提案する方向だ。

公共調達は物品購入、サービス契約、公共工事などで、全体で年12兆円程度とみられる。まず、物品・サービスの調達で受注企業を選ぶ基準を改める。数年かけて公共工事などを含め数兆円規模に拡大する方針。環境性能が高い

商品を優遇する「グリーン購入法」を参考に詳細を詰める。

政府の競争入札では、企業の技術力や価格を点数に換算する「総合評価方式」を採用。新たな枠組みでは、従業員や役員に占める女性の比率を点数として加える案が有力。大型公共工事など安全優先の分野では、まず技術と価格で候補企業を決定。同程度の企業が並んだ場合に女性活用の点数が高いと有利になる仕組みを検討する。自民党も近く女性の活躍を支援する議員立法を国会に提出する予定で、政府・与党が足並みをそろえる。

日本の全就業者のうち4割程度は女性です。これは欧米と比べても同程度になっています。ただ、これが管理職の比率になるとぐっと下がります。ある統計では5%程度になっています。

働く女性はいるが、なかなか管理職にはなっていません。ましてや役員になると1%程度とされています。

ノルウェーでは女性役員の比率を40%以上にすることが義務づけられています。

国がここまで義務づけるべきか疑問が残りますが、女性を積極的に活用、登用することは必要だと思います。

ノルウェーではこの法律が施行される前までは日本同様それほど女性役員はいませんでした。国が法律で強制力をもったことで一気に増加しています。

このように、法律で強制力をもって女性役員を一気に増やすという方もあるでしょう。今までなかったものを新たに普及させる時期には法律の効果は絶大だと思います。しかし、その後は法律ではなく企業の自主判断で行うべきだと思います。

例えば日本でも「障害者雇用」が法律で義務付けられています。障害者を雇用するという慣習を根付かせるための段階なのでしょう。障害者を一定数雇用するのは、法律を守るためと考える企業もあれば、社会的な意義のためと考える企業もあります。

「法律で義務付けられているから・・・をする」ではなく、その意義を考えて意思決定したいものです。